

# お お さ か 西

発行所 近畿税理士会西支部 〒550-0021 大阪市西区川口2-7-6 公益社団法人 西納税協会内  
発行人 神田 有啓 編集人 杉本 祐一



気になる木 (加治佐 敦智会員)

目	次
巻頭特別寄稿……………神田 有啓(2)	委員会だより
e-Tax利用状況について……………西原 千景(2)	e-Tax講習会……………(7)
確定申告期を終えて……………鳥家 誠(3)	研修会……………(7)
平成24年 夏季講演会と意見交換会……………(3)	ボウリング大会……………(8)
会員ひろば	租税教室の講師をして思ったこと…杉本 祐一(8)
ファスティング(断食)……………藤岡 巧(4)	日帰り支部旅行……………田坂 隆司(9)
私の仕事……………中須賀高典(4)	西税務署からのお知らせ……………(10~11)
私の初体験……………浦野 充敏(5)	大阪府・大阪市からのお知らせ……………(12)
委員会活動報告……………(6)	新入会員のご紹介……………(13)
第32回支部定期総会のご案内……………(6)	会員の動き……………(14)
	編集後記……………(14)

## 巻頭特別寄稿

支部長 かん だ くに ひろ  
神 田 有 啓

近年、財務大臣による懲戒処分を受ける税理士会員の数が増えてきており、当西支部においても平成23年6月に2名、12月に1名と合計3名の会員が処分を受けました。このことはたいへん不名誉なことであり、ゆゆしき事態であります。

我々税理士は税理士法第1条に書かれており、独立した公正な立場で租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としております。したがって、法律に抵触する行為は到底許されるものではなく、税理士及び税

理士制度に対する社会からの信頼を大きく損なうものとして重く受け止めなければなりません。

税理士の使命及び職責を全うするため、会員一人ひとりが高い職業意識を持ち、品位の保持に努めることが求められています。

会員各位におかれましては、決して職業倫理を逸脱することのないよう、綱紀を厳正に保ち、自覚を持って適正な業務にあたられますようお願いいたします。

## e-Tax利用状況について



情報化対策委員会担当副支部長

にし はら ち かげ  
西 原 千 景

新緑の候、会員の先生方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は支部運営に多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

又、平成23年分所得税確定申告におきましてはe-Tax代理送信の他ご協力を賜りましたことにつき合わせて御礼申し上げます。おかげさまで大きなトラブルもなく確定申告時期を終えることができ、e-Taxの利用状況におきまして、若干ではありますが利用率の向上を見ることができました。これもひとえに会員先生方の電子申告普及に対する深いご理解とご協力の賜物と感謝申し上げます。

ご承知のとおり、日本税理士会連合会では電子申告の普及に取り組み、毎年確定申告終了後から、電子申告の問題点や課題を実務家の視点から抽出し、国税庁に対し改善要望を提示してきました。

国税庁においても、ここ数年の間に、①第三者作成書類の添付省略、②税理士による代理送信、③電子証明書等特別控除の適用期間の延長、④e-Taxによる還付申告の処理期間短縮、⑤所得税確定申告期間のe-Taxの24時間受付、⑥ヘルプデス

クの強化、⑦確定申告書等作成コーナーからの直接送信等、利用者視点に基づく使い勝手の良いシステム改善が多く実施されてきました。

また、電子申告に数多く取り組んだ会員先生方からは、「電子申告を通じて、目に見えるように事務所のIT化、業務の効率化を実現することができた。」というお声をいただいております。

そして今年度は、現在お使いの税理士用電子証明書の有効期限が平成25年3月31日となっていることから、第三世代の税理士用電子証明書の発行が、平成24年7月頃から単位会ごとに順次行われます。情報化対策委員会では、これを機に、未だ税理士用電子証明書をお持ちでない会員先生方も電子証明書を取得し、電子申告を始めていただけるよう、サポート体制の構築に取り組んでまいりますので、今後ともご理解ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

末筆ながら、会員先生方のご健勝とご事業の一層のご発展を祈念いたしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

# 確定申告期を終えて



税務支援対策委員会担当副支部長

と や まこと  
鳥 家 誠

新緑が目に鮮やかに映る季節となりました。会員の皆様方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成23年分所得税確定申告期の税務相談では、業務多忙の中、納税者の申告相談指導にご尽力いただきありがとうございました。

税理士の社会的責務と使命を全うするにあたって、特に確定申告期の税務相談は重要な支援活動であるとともに、直接納税者と面談し申告相談指導をすることは納税者の税理士に対する理解を深め信頼を得る絶好の機会であると思われま

す。2月1日から始まった年金受給者の確定申告事前相談会をかわきりに、支部間応援、還付センター、公益社団法人西納税協会からの要請による個人部会の確定申告相談ならびにe-Tax代理送信と、延べ145名の会員に従事していただきました。

おかげをもちまして無事つつがなく支援活動を済ませることができました。今後ともご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員皆様方の益々のご健勝とご事業の発展を祈念いたしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

## 平成24年 新春講演会と意見交換会

1月12日（木）午後5時よりホテルモントレグラスミア大阪において、恒例の新春講演会と意見交換会が開催されました。

第1部講演会では講師として西税務署川口理副署長をお招きし、「税務調査四方山話」をテーマとしてご講演いただきました。

副署長の長い税務調査でのご経験からお話いただき、わずか40分程度の短い時間では申し訳ないほど、盛りだくさんで内容の濃いご講演でした。

講演会の後、西口安雄近畿税理士会常務理事から、本会活動報告をしていただきました。

第2部の意見交換会は、梶原元明署長をはじめ



西税務署幹部の方々、公益社団法人西納税協会から山崎義彰専務理事、日本政策金融公庫からは中金篤史国民生活事業統轄、吉田博司融資第二課長をお招きしました。

アトラクションとしてソプラノ歌手の武田有美子さんとピアノ奏者の石井千夏さんによる歌を楽しみながら終始和やかで和気あいあいとした雰囲気の中でも活気あふれる意見交換が交わされ友好を深めました。

今回の初参加者は新井健嗣会員、小林秀年会員、中井伸一会員の4名でした。

そして名残惜しさを感じながらも、中締めによりお開きとなりました。



◆ 書面添付(法33条の2)の励行と「電子申告・納税等開始届出書」の早期提出を!

# 会場の声

## ファスティング (断食)

—\*—\*—\*—\*—\*—\*—\*—

ふじ おか たくみ  
藤 岡 巧



2月に、9年ぶりにファスティング（断食）を敢行しました。前は断食道場で1週間、今回は自宅で3日間、いずれも夫婦で行いました。

断食道場では、最初の2日間で減食（五分粥→三分粥→重湯、と徐々に減らしていきます）、3日間完全断食（水だけは飲みます）、2日間で回復食（減食の逆）、そして道場を出ます。

社会復帰してからの食事は、厳しく指導されます。「間違ってもいきなりカツ丼とかは食べないこと。最初は小食で、徐々にゆるやかに食事を戻していくこと。そうしないと、リバウンドのキケンがある」と指導されました。

今回は自宅で、助走期間なしのいきなり完全断食3日間。ただし酵素ジュースを水代わりに飲む、という、いわゆる「半断食」でした。

断食は、「体内の汚れをリセットする」最も効果的な方法だと言われています。

「食べる」という「習慣」を中断する行為なので、実は初日が一番ツライのです。意外と三日目には、今度は「慣れ」が出てきて、もう2~3日くらいできるんじゃないか？くらいの精神状態になります。四日目の回復食は、それはもう感動的に「美味しい」と感じる事ができます。ガマンの後のご褒美です。

現代人は、そもそも「食べ過ぎ」だそうです。食べる量を半分にするだけで、成人病はほぼなくなる、とも言われています。

医師の南雲吉則先生は、「一日一食」を継続しているそうです。たまたま南雲先生の著書を読み、なるほどと思って、断食以降、自分も一日1.5食を敢行してみています。（どうしてもランチミーティング等でプラス0.5食になってしまいます。）や

ってみると、これがなかなか良いのです。

「食」は、楽しみでもありますが（私自身、食べることは大好きです）、間違えると、健康を損ないます。

意外と経営者と政治家に、断食経験者が多いのです。何事もカラダが資本。断食をお奨めします。

## 私の仕事

—\*—\*—\*—\*—\*—\*—\*—

なかすか たかのり  
中須賀 高 典

平成22年6月末に有限責任監査法人トーマツを退職し、独立して2年が経とうとしています。

辞めてから1年は三田にある自宅で開業し、監査業務をしたり、税務業務をしたりとそれなりに1年間を過ごしてきましたが、昨年7月に私の地元である高知県の先輩に誘われる形で西区に事務所を移転することとなりました。

それからは生活が一変しました。

営業活動と称して毎晩毎晩飲み歩き、色々な知り合いが増えましたが、お金は減るだけで顧客は増えず、何をやっているんだろうと思いつつ、それでも仕事と飲み会でとにかく忙しくしました。

転機は、昨年9月頃に地元である高知県のリゾートホテル「足摺テルメ」の指定管理会社が撤退するから、このホテルの事業をしてみないか？というお誘いを西区の事務所に誘っていただいた先輩から話がありました。

ホテル経営自体には以前から興味があり、ホテル経営をしましょう！という話をしていましたが、



まさかすぐにホテル経営をすることになるとは思ってもいませんでしたが、とにかく経営に携わることを意思決定しました。

そこからはまさに激務が待ち構えており、監査業務、税務業務をこなしながら、新会社設立、指定管理資料作成、許認可申請、金融機関向け資料作成、ホテルの開業準備と余談を許さない日々が続きました。極めつけはホテルのリニューアルオープンが3月17日だったことで、確定申告の忙しい時期にホテルの準備が重なるといふ悲惨な多忙を極めました。

本業は会計事務所ですが、ホテルを成功させないと厳しい未来がまっているので、今は休まずに日々の業務に追われています。

家族と会う時間も減っていますが、家族は2度も足摺岬まで足を運んでくれ、特に娘は唐人駄場というパワースポットを気に入ってくれてるので、足摺岬という自分自身も幼いころに1度行っただけの土地を家族が気に入ってくれているのは唯一の救いです。



## 私の初体験

— \* — \* — \* — \* — \* — \* —

うら の みつ とし  
浦 野 充 敏



西支部の先生方、はじめまして。去年独立したばかりの浦野と申します。今後とも宜しく願いいたします。とうとう、私にも支部会報の原稿依頼がまわってきました。何度も皆さんの投稿を拝

見していたのですが、いざ自分の事となると何を書いたらいいのか全く浮かばない…。「私の趣味」をご紹介しようかと思いましたが、実は最近初めての体験をしましたので「私の初体験」を書かせていただきます。私事ですが、4月1日を以て事務所を移転することになりました。今までは自宅兼事務所ということもあり、仕事とのメリハリがつかず、もったいない日々を過ごしていたような気がします。しかし心機一転、改めて開業との思いから、これまで中途半端に作っていたホームページも新しく作り直そうかと考えています。先生方のホームページを参考にさせて頂きたく、色々拝見させていただくと、先生方のプロフィール写真はプロの方に撮って頂いているではありませんか！私の写真はというと、あまりにも素人っぽい。と言うわけで、一度プロにプロフィール写真を撮ってもらおうと、心齋橋で見つけたスタジオへ行ってきました。写真といえば、どこにでもあるような証明写真機でしか撮ったことがない自分にはかなり緊張の体験となりました。カメラマンの方と軽くお話しをした後、まずはメイク。メイクといっても男性は軽くファンデーションを塗る程度ですが、もちろん初体験！続いて眉毛を軽く描かれ、これも初体験！と言いたいところですが、恥ずかしながら学生時代によく眉毛を剃っては描いておりました…。メイクとヘアセットを済ませ、いざ撮影へ。100枚ほど撮るといふことで様々なポーズをさせられました。最初は上半身の普通のプロフィール用の写真撮影、続いてはアシスタントの女性と会話をしているところを撮影するとのこと。女性とたわいもない会話をしているところでも、どうしてもカメラが気になって仕方がない。次は携帯で電話をしているところ、スマートフォンで検索しているところ等々。いったい自分のホームページのどこでそんな写真を使うのだろうかと考えながらも、どうにか撮影が終わりました。プロに撮っていただいた写真ですから、期待に胸を膨らませておりました！が、いくらプロといえども、福山雅治になるわけでもなく、まぎれもなく“自分”であった。そんなほろ苦い私の初体験でした。

# 委員会活動報告

(平成23年12月～平成24年3月)

## 総務委員会

- 12. 7 第3回相談役会開催  
第3回役員会開催
- 1. 12 第3回綱紀監察委員会開催  
新春講演会と意見交換会開催
- 3. 22 第4回綱紀監察委員会開催
- 3. 26 第32回支部定期総会議案書作成
- 3. 30 第3回正副支部長・委員長会開催
- 12～3 西税務署玄関前の会員名札版の整備

## 研修委員会

- 12. 28 第2回研修図書の配付  
「平成23年11月改訂 資産税の取扱いと申告の手引」
- 1. 16 第5回支部研修会  
ホテルモントレ グラスミア大阪  
「確定申告における所得税及び資産税の留意点について」
- 3. 26 第6回支部研修会  
近畿税理士会館6階大同生命会議室  
「税理士法研修」及び「最近の最高裁判決から学ぶこと」

## 広報委員会

- 12. 8 支部会報第78号の校正
- 12. 15 支部会報第78号の再校正
- 12. 28 支部会報第78号の発行
- 3. 22 支部会報第79号の紙面構成と原稿依頼

## 情報化対策委員会

- 1. 23 「魔法陣」「e-Taxソフト」「ダイレクト納付」講習会（所得税申告編）を開催
- 2. 15 「公益社団法人西納税協会個人部会代理送信担当者事前研修」を開催
- 3. 28 第32回支部定期総会議案書作成
- 12～3 支部ホームページの更新

## 税務支援対策委員会

- 12. 8 新設法人説明会 西税務署
- 12. 17 ブロック別三者打合せ 西納税協会
- 1. 26 ブロック別支部長会議 西納税協会

## 厚生委員会

- 12. 6 ボウリング大会  
(於：千日前ファミリーボウル)
- 12. 10 日帰り支部旅行（香住佐津海岸）

## 財務委員会

- 3. 27 平成23年度決算準備  
第32回支部定期総会議案書作成
- 12～3 支部会費未納者に対し督促

### \*第32回支部定期総会開催のご案内\*

日 時 平成24年6月4日（月）  
場 所 ホテルモントレ グラスミア大阪

#### 《支部定期総会》

時 間 午後3時～5時  
会 場 21F ブルーベル

#### 《意見交換会》

時 間 午後6時～8時  
会 場 23F グリニッジホール

※出欠にかかわらず委任状は必ず提出してください。

※ご注意 今回は会場が変更されホテルモントレ グラスミア大阪となっています。



# 委員会だより



## e-Tax 講習会

### 「魔法陣」「e-Taxソフト」「ダイレクト納付」 講習会（所得税申告編）

平成24年1月23日(月)午後2時より近畿税理士会館3階会議室において、2部構成でe-Tax講習会を開催しました。

第1部は、西税務署管理運営第1部門の山内誠統括国税調査官を講師にお招きし、「ダイレクト納付」をテーマにご講演いただきました。

第2部は、神田有啓会員を講師として、「魔法陣」及び「e-Taxソフト」を使って所得税の申告書作成からe-Taxシステムへのデータ取り込み、さらに想定されるトラブルへの対処法などを実際にパソコンを操作しながら研修いたしました。

会員先生だけでなく実際に実務を担当される事務所職員の方々にもご参加いただいた有意義な実務研修でした。

参加人数 25人



## 第5回 支部研修会

平成24年1月16日(月)午後1時30分よりホテルモントレグラスミア大阪において、平成23年度第5回支部研修会を港支部と共催により開催しました。

講師に西支部の税理士 櫻井圭一先生をお迎えし「確定申告における留意点について」と題してご講演をいただきました。

平成23年分確定申告直前のこの時期に、タイムリーな講演でした。年金所得者の確申不要制度・住宅借入金等特別控除や住宅取得等資金の贈与等々大変身近な改正で即実務に役に立つことばかり

で、大変勉強になりました。

櫻井先生は本会でも調査研究副部長であり、今後益々のご活躍をご期待申し上げます。有難うございました。

参加人数 西支部 75人 港支部 28人  
合計 103人



## 第6回 支部研修会

平成24年3月26日(月)午後1時30分より近畿税理士会館6F大同生命会議室において、平成23年度第6回支部研修会を開催しました。本年度最後になる支部研修会は二部形式で行われました。

第一部は、大阪国税局税理士専門官 小林正治様に「税理士の綱紀監察及税理士法について」と題して、最近の懲戒処分に係る非違事例の紹介解説を頂きました。

第二部は、ビデオ研修で、品川芳宜先生の「最近の最高裁判決から学ぶこと」、最近の大変興味深い四つの最高裁判決が紹介されていました。法解釈の深さを学んだように感じました。

参加人数 西支部 37人



# ボウリング大会

と や ま 誠  
鳥 家

優勝者の弁を書かせていただける喜びと、大人げなくぶっちぎりで優勝してしまったことを気恥ずかしく思っております。ウソです、うれしいです。

勝因は、たまたま指に合ったボールにあたったからです。小柄な割に指の関節が太くて、13ポンド以上のボールしか入らないのですが、奇跡的に12ポンドのボールの中で指に合ったものを使うことができました。と、謙虚な気持ちで。ウソです、実力だ!!!

数10年前に2位になったことがありました。その時の賞品は、某外国製の小型空気清浄機でした。あやしげな外国語の説明書の裏に、日本語で、「故障したら使用を中止して下さい。」と書かれてあり、普通、故障したら使用はできないよなあと妙な気持ちになったことを覚えています。あんのじょう、使用一日目、30分ほどONしていたら焼け焦げた臭いと煙が出て、使用中止とあいなりました。

副賞のトロフィー代わりに「ピン」。重い、かさばる・・・じゃま。しかし、これも優勝すればこそ味わうことのできる感想です。

厚生担当のみなさまいろいろと準備ありがとうございました。

今度は「純金のピン」だったらいいのになあ。無理か？



# 租税教室の講師をして思ったこと

すぎ もと ゆう いち  
杉 本 祐 一

「税金の話」をすることになった。何かの拍子に家内と「税金の話」をしたことがあるが、通じない上にいつのまにか、お互いに腹を立ててしまう始末で、自らのコミュニケーションの稚拙さを身に染みて分かっている「私」が講師である。しかも長男と同じ学年の「高校3年生」に、である。長男に私が講師をする旨を言ったところ、「誰も聞きたいとは思ってないよ。」という返事。知ってます。だいたい高校生の時に授業が面白かったなんて一度も感じたことが無かった私である。しかも「税金の話」…。

でも、まあ、身近になるであろう「給与」と「税金」をテーマにして、やってみることにした。

授業の開口一番に「税金の話」は面白くないですよ、という宣言をぶち上げて自らを落ち着かせ、受講している高校生が啞然としている中を、突っ走っている私を感じながら、将来手にするであろう給与の税金等（源泉所得税・住民税や社会保険料）の内容を解説していると、一体何なんだ？この源泉徴収制度の巧妙さは！と自問自答唯我独尊…。いつの間にか、授業終了のベルが鳴り、少し延長してしまう締まりの無さ…。

この紙面を借りて、大阪市立西高等学校流通経済科3年生の受講していただいた皆さんにお詫びをしたい。朝一番の授業で訳の分からない話、ごめんなさい。将来、税金のことで困ったら、税理士さんに相談してください。ややこしい解説はしませんから！





# 日帰り支部旅行

た さか りゅう じ  
田 坂 隆 司

ご指名により日帰り支部旅行記を書くことになりました、田坂と申します。

平成23年12月10日に旅行に行き、原稿を書いているのは平成24年3月末。

かなり記憶が薄れておりますが、その辺はご容赦ください。(記憶が薄れているのは、時間の経過だけでなく、当日飲んだお酒の影響もありますが・・・)

今回、日帰り支部旅行に初めて参加させていただきました。

当日は、曇りがちではありましたが心配された雨は降ることが無く一安心です。

朝7時30分、バスは西郵便局前から目的地である香住佐津海岸へと出発。

出発とほぼ同時に飲み物が配られ、私は迷わずビールを選択。朝からビールを飲むという至福のひとつを車内で過ごしました。

約3時間半のバスでの移動時間は、バスガイドさんの軽妙なお話であつという間に過ぎました。

お腹が空いてきた頃、ちょうど良いタイミングで香住海岸に到着。民宿(にしたにや海華)にて待ちに待っていたカニフルコースの昼食です。

同じテーブルについた杉本先生、村尾先生、加治佐先生とも話が弾み、お酒も進み、そして何よりカニづくしで、人生で初めてカニだけでお腹がいっぱいになり、当分カニを見るのも嫌になる程でした。




その後、津居山漁港・フィッシャーマンズビレッジで買い物。皆さん思い思いのお土産をお買い上げに。

そして一行は次の目的地の城崎温泉へ。1時間と限られた時間でしたが外湯めぐりを堪能しました。

日も暮れかけてバスは帰路に。渋滞もあり予定より少し遅れましたが無事に西郵便局前に着くことが出来ました。

当初この日帰り旅行には、参加したくないと思っていたのが正直なところではありましたが、参加費1万円でこのような贅沢な思いをさせてもらい参加して正解でした。ただ少し残念なのは若手の先生方の参加が少なかったことです。今年、日帰り旅行があれば是非ご参加ください。

厚生委員会の先生方、旅行会社の方々に感謝いたします。ありがとうございました。



## 大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012  
 大阪市中央区谷町1丁目5番4号  
 TEL(06)6941-6888  
 FAX(06)6947-2800  
 URL: <http://www.hanna-zeikyo.jp>

保  
険

〈全税共〉  
 VIP大型総合保障制度、全税共年金  
 〈近税共済会〉  
 総合事業保障プラン  
 〈その他〉  
 ゴルフアース保険、自動車保険、火災保険

共  
済  
制  
度

小規模企業共済制度  
 中小企業倒産防止共済制度  
 中小企業退職金共済制度

販  
売  
あ  
っ  
せ  
ん

税理士業務関連、事務用品関連  
 税理士(マーク入り)カード  
 人材派遣、ローン関連  
 ゴルフ関連、カーライフ関連  
 健康関連、資格取得  
 レクリエーション関連  
 生活関連、PETガン検診等

積  
立  
年  
金

阪奈積立年金

不  
動  
産

不動産情報(売買、仲介)  
 戸建住宅、マンション  
 リフォーム

## 西 税 務 署 か ら の お 知 ら せ

### 1 更正の請求の改正（平成23年度改正）

#### (1) 更正の請求期間の延長

更正の請求ができる期間が法定申告期限から5年（改正前：1年）に延長されました。

※ 平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

#### (2) 更正の請求の範囲の拡大

##### イ 当初申告要件の廃止

当初申告の際、申告書に適用金額を記載した場合に限り適用が可能とされていた措置（当初申告要件がある措置）のうち、一定の措置については、更正の請求により事後的に適用を受けることができることとされました。

##### 【所得税関係】

- ・ 給与所得者の特定支出の控除の特例
- ・ 保証債務を履行するために資産を譲渡した場合の所得計算の特例
- ・ 純損失の繰越控除、雑損失の繰越控除
- ・ 外国税額控除 ほか

※ 平成23年12月2日の属する年分以後の所得税から適用されます。

##### 【法人税関係】

- ・ 受取配当等の益金不算入
- ・ 国等に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入
- ・ 所得税額控除 ほか

※ 平成23年12月2日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税から適用されます。

##### 【相続税・贈与税関係】

- ・ 配偶者に対する相続税額の軽減
- ・ 贈与税の配偶者控除
- ・ 相続税における特定贈与財産の控除

※ 平成23年12月2日以後に申告書の提出期限が到来する相続税及び贈与税から適用されま  
す。

##### ロ 控除額の制限の見直し

控除等の金額が当初申告の際の申告書に記載された金額に限定される「控除額の制限」がある措置について、更正の請求により、適正に計算された正当額まで当初申告時の控除等の金額を増額することができることとされました。

##### 【所得税関係】

- ・ 外国税額控除
- ・ 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- ・ 青色申告特別控除（65万円）
- ・ 電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除 ほか

※ 平成23年12月2日の属する年分以後の所得税から適用されます。

##### 【法人税関係】

- ・ 受取配当等の益金不算入
- ・ 国等に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入
- ・ 所得税額控除 ほか

※ 平成23年12月2日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税から適用されます。

#### (3) その他

平成24年2月2日以後に行う更正の請求について適用されます。

##### イ 「事実を証明する書類」の添付義務の明確化

更正の請求に際しては、更正の請求の理由の基礎となる「事実を証明する書類」の添付が必要となることが明確化されました。

##### ロ 「偽りの記載をして更正の請求書を提出した者に対する罰則の創設」

偽りの記載をして更正の請求書を提出した者に対する罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が設けられました。

2 所得税の税制改正（平成26年分から適用されるもの）

記帳義務・記録保存義務

個人の白色申告者で、前々年分あるいは前年分の事業所得等の合計額が300万円を超える者について課されていた記帳義務・記録保存義務が、それ以外の事業所得者等についても、同様に課されることとされました。

※ この改正は、平成26年1月1日以後において事業所得者等に該当する者について適用されます。

3 資産税の税制改正（平成24年度改正）

(1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税非課税措置について、非課税限度額（現行1,000万円）を次のとおり拡充した上、その適用期限が3年延長されました。

	平成24年	平成25年	平成26年
① 省エネ・耐震住宅	1,500万円	1,200万円	1,000万円
② 一般住宅	1,000万円	700万円	500万円

※ 上記の改正は、平成24年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

(2) 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例について、その適用期限が3年延長されました。

(3) 山林についての相続税の納税猶予制度が創設されました。

(4) 相続税の連帯納付義務について、一定の連帯納付義務者には履行を求めないなどの緩和がされました。

※ 上記の改正は、平成24年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

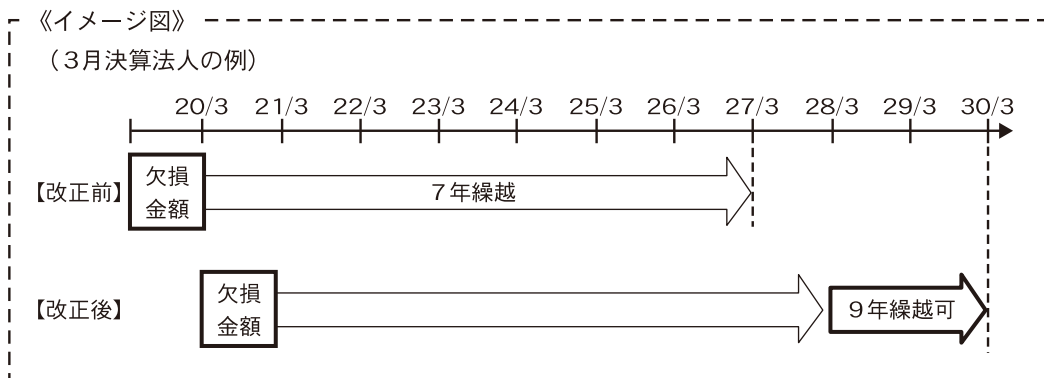
4 法人税の税制改正（平成23年度改正）

(1) 法人税の税率が引き下げられました。

改正前後の普通法人の税率及びその適用関係は次表のとおりです。

区分			改正前	改正後
適用関係			平24.4.1前開始事業年度	平24.4.1から平27.3.31までの間に開始する事業年度
普通法人・人格のない社団等	中小法人又は人格のない社団等	年800万円以下の部分	18%	15%
		年800万円超の部分	30%	25.5%
	中小法人以外の法人		30%	25.5%

(2) 青色申告書を提出した事業年度の欠損金額等の繰越期間が9年に延長されました。



これに伴い、欠損金額が生じた事業年度に係る帳簿書類は9年間保存することが必要となりました。

※ 平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用されます。

 大阪府からののお知らせ**自動車税の納期限は、5月31日(木)です**

自動車税は4月1日現在の所有者（使用者）にかかります。納税は納税通知書裏面に記載の金融機関・郵便局・コンビニエンスストア又は府税事務所で、納期限までにお忘れなく。

＊自動車税に関するお問い合わせは



大阪府自動車税コールセンター 「0570-020156」まで

受付時間 9:00～17:30（土・日・祝日・年末年始はご利用いただけません）

PHSやIP電話等でつながらない場合は06-6375-0604までお願いします。

**はじめよう！個人事業税の口座振替！！**

個人事業税は、大阪府内に事務所や事業所を設けて、物品販売業や製造業など課税対象事業を営んでいる個人の方が納める税金です。

**便利！ 安心！ 安全！**な個人事業税の口座振替をご利用ください。

\*詳しくは

大阪府ホームページ「府税あらかると」又は府税事務所へお問合せください。

<http://www.pref.osaka.jp/zei/alacarte/>

<問合せ先> 大阪府ないわ西府税事務所 電話番号 06-6581-1221

**大阪市からののお知らせ****市税の納付は、便利な口座振替・自動払込をご利用ください。**

固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び個人市・府民税（普通徴収）の納付は口座振替・自動払込をぜひご利用ください。

- |        |                                |
|--------|--------------------------------|
| (メリット) | ●現金を持ち歩く必要がなく、安全です。            |
|        | ●うっかり納め忘れる心配がなく、確実に納付できます。     |
|        | ●金融機関等へ出かける手間がいらず、お忙しい方には便利です。 |

大阪市内の金融機関（一部金融機関を除く。）または各市税事務所に備えつけの「大阪市税預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に記載の申込受付期限をご確認のうえ、取扱金融機関窓口でお申込みください。一度お申込みいただきますと、開始以降は納付書の用紙を作成せずに済みますので紙資源の省資源化にもなります。

お申込みの際には「納税通知書」など台帳番号のわかるもの、「預貯金通帳」、「通帳届出印」をご持参いただければ、その場で手続きが可能です。

《問い合わせ先》 大阪市財政局船場法人市税事務所収納対策担当（収納管理グループ）

電話番号 06-4705-2931 FAX番号 06-4705-2905

※問い合わせ可能日、可能時間（平日9:00～17:30（金曜日は9:00～19:00））

**郵送による税証明書の請求先が変わりました。**

お住まいや、資産のある区を担当する市税事務所において受付していた税証明書の郵送請求先が、4月9日（月）から大阪市税証明郵送センター（〒530-0001北区梅田1-2-2-700）に集約されました。

なお、窓口において請求される場合については、従来通り市内にある6市税事務所・24区役所及び出張所において請求可能です。

《問い合わせ先》 大阪市財政局弁天町市税事務所税務担当（管理グループ）

電話番号 06-4395-2948 FAX番号 06-4395-2905

※問い合わせ可能日、可能時間（平日9:00～17:30（金曜日は9:00～19:00））

# 新入・転入会員です、よろしくお願ひします。



氏名 <sup>あら</sup> <sup>かわ</sup> <sup>たけし</sup>  
荒川 剛  
生年月日 昭和47年9月28日  
出身地 奈良県  
血液型 A 型  
事務所 西区西本町1-3-10  
第5富士ビル2F  
杉田会計事務所

T E L 06-6536-5572  
経歴 銀行→事業会社→監査法人  
一言 これからお世話になりますが、どうか  
宜しくお願ひ致します。



氏名 <sup>みや</sup> <sup>ぎ</sup> <sup>こう</sup> <sup>じ</sup>  
宮城 幸司  
生年月日 昭和46年6月11日  
出身地 沖縄県  
血液型 A 型  
事務所 西区新町1-8-1  
行成ビル8F

T E L 06-6533-2238  
趣味 自転車(クロスバイク)を始めたばかり。  
信条 意味なく「疲れた」と言わない。  
一言 阿倍野支部から転入してきました。若  
輩者ですが宜しくお願ひいたします。



氏名 <sup>まえ</sup> <sup>だ</sup> <sup>ただ</sup> <sup>ひろ</sup>  
前田 忠宏  
生年月日 昭和51年8月30日  
出身地 大阪府  
血液型 O 型  
事務所 西区西本町1-7-21  
金谷会計事務所

T E L 06-6539-5752



氏名 <sup>まえ</sup> <sup>だ</sup> <sup>つとむ</sup>  
前田 努  
生年月日 昭和51年3月7日  
出身地 富山県  
血液型 AB型  
事務所 西区鞆本町1-11-7  
信濃橋三井ビルディング12F

T E L 06-6449-6678  
経歴 2005年2月かん澤力税理士事務所(現  
AGS税理士法人)入所、2005年7月税  
理士登録、2012年1月AGS税理士法人  
大阪支社へ赴任。

趣味 旅行、サッカー観戦  
信条 とりあえず何事も笑って、何事にもチ  
ャレンジ  
一言 今年から、AGS税理士法人の東京本社  
から大阪支社に転勤となりました。い  
ち早く大阪に溶け込めるよう頑張りた  
いと思います。

氏名 <sup>いし</sup> <sup>ざき</sup> <sup>こと</sup> <sup>こ</sup>  
石崎 琴子  
生年月日 昭和43年7月27日  
出身地 高知県  
血液型 AB型  
事務所 西区江戸堀1-23-19  
グラン・ビルド江戸堀606

T E L 06-6443-1534  
一言 よろしくお願ひします。



## 支部会費納入についてのお願い

平素は支部運営に格別のご協力を賜り、厚く御  
礼を申し上げます。

平成24年度の支部会費は、

1. 銀行口座振替を利用されている先生は、5月  
28日に日本システム収納様より引き落しさせて  
いただきます。
2. 振込納入の先生は、5月末日までにご入金して

## 財務委員会

いただけますよう、下記の口座にお振込みをお  
願ひ致します。

記

三井住友銀行 立売堀支店 普通預金  
No.292330

近畿税理士会西支部 支部長 神田有啓  
支部会費 24,000円

# 会員の動き 平成23年12月1日～平成24年3月31日

◎新入・転入しました。よろしくお願ひします。

入会日	登録番号	氏 名	区分	事 務 所 所 在 地	電話番号	F A X 番号	備 考
24.01.12	103145	前 田 努	入会	西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル12F AGS税理士法人 大阪支社	6449-6678	6449-6698	
24.01.14	84855	仲宗根 宗 聡	転入	西区新町1-8-1 行成ビル8F JOHARI税理士法人	6533-2238	6533-2239	西 淀 川
24.01.14	104302	宮 城 幸 司	転入	西区新町1-8-1 行成ビル8F JOHARI税理士法人	6533-2238	6533-2239	阿 倍 野
24.01.24	46098	朝 倉 克 己	転入	西区西本町1-15-6-1001 税理士法人税理志	6536-8451	6536-8550	南
24.01.24	79919	元 井 省 子	転入	西区西本町1-15-6-1001 税理士法人税理志	6536-8451	6536-8550	天 王 寺
24.01.24	111149	村 中 秀 行	転入	西区西本町1-15-6-1001 税理士法人税理志	6536-8451	6536-8550	東 大 阪
24.02.23	120422	荒 川 剛	入会	西区西本町1-3-10 第5富士ビル 杉田宗久税理士事務所	6536-5572	6536-5703	
24.03.22	120683	石 崎 琴 子	入会	西区江戸堀1-23-19 グラン・ビルド江戸堀606 白井治税理士事務所	6443-1534	6445-2324	
24.01.10		JOHARI税理士法人	入会	西区新町1-8-1 行成ビル8F	6533-2238	6533-2239	
24.01.12		税理士税理志	転入	西区西本町1-15-6-1001	6536-8451	6536-8550	南

◎転出、退会しました。お世話になりました。

転出日	登録番号	氏 名	区分	事 務 所 所 在 地	電話番号	F A X 番号	備 考
23.12.26	114246	原 田 宮 子	転出	大阪市北区中之島4-3-20-307			北
24.02.21	93768	吉 川 泰 弘	転出	大阪市福島区福島2-10-19 メガロコープ福島413	6459-7789		福 島
24.02.28	7524	島 田 信 愛	退会	西区靱本町1-9-23 大阪布帛会館	6446-0601		
24.03.21	85102	慎 京 子	転出	大阪市東住吉区山坂2-12-23	6622-1213		東 住 吉

3月31日現在 会 員 数 320名 法人会員数 26件

## 『税理士業務処理簿』作っていますか？

税理士法第41条第1項において「税理士・税理士法人は税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に1件ごとに、**税務代理・税務書類の作成・税務相談の内容と顛末**を記載しなければならない」と定められていることをご存じですか。本会綱紀監察部や税務当局もこの帳簿作成を

重視しており、支部懇談会等でも度々話題とされています。

この「税理士業務処理簿」の様式は非常に簡易であり、記載内容も少なく作成に時間が取られるようなものではありませんので、必ず作成・備付けをするようにしてください。

「税理士業務処理簿」は  
近畿税理士会  
ホームページに  
掲載されています。

近畿税理士会  
http://  
www.kinzei.or.jp/

近税パソネット  
IDとパスワードは  
お問い合わせください

業務関係  
資料室

### 編集後記

G.W.も終わり、いよいよ季節は夏に向かおうとしています。今の時期はスポーツには丁度良い季節ですね。

先日電車に乗っていると「第2回大阪マラソン」の広告が出ていまして、息子に「一緒に出よう」と言われました。なかなか還暦も迎えこの歳からフルマラソンを走るのには厳しく、断りました・・・。  
さすがに「走るのはやめよう」と思いますが、ちょっと仕事の合間に近くの靱公園をウォーキングと言うのも良いかなと思う今日この頃です。

なお、西支部のHPに過去の広報誌を掲載しております。（門田賢二）